（ベトナム側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をベトナム社会主義共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十年三月二日にハノイで

ベトナム社会主義共和国
計画・投資大臣　ヴォー・ホン・フック

ベトナム社会主義共和国駐在
日本国特命全権大使　坂場三男閣下

○厚生労働省告示第九十九号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第七十七条の二第一項の規定に基づき、希少疾病用医療機器として次のものを指定したので、同条第二項の規定により公示する。

平成二十二年三月二十三日

厚生労働大臣　長妻　昭

医療機器の名称	予定される使用目的、効能又は効果	申請者の氏名又は名称及び住所	指定年月日
胎児シャント	本品は内腔を有するシャントチューブを胎児の胸腔から母体の羊水腔まで通して留置し、胎児胸腔に貯留した胸水を羊水腔へ持続的に排出することを目的とする。これにより胎児水腫を改善し、肺低形成を予防し、妊娠期間を延長させる。	株式会社　八光 長野県千曲市大字戸倉温泉三〇五五番地	平成二十二年三月十九日

○厚生労働省告示第百号

後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十一号）第四条第三項及び第五条第四項の規定に基づき、平成二十一年度における後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令第四条第三項及び第五条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める補正係数及び一人平均所得額を次のように定める。

平成二十二年三月二十三日

厚生労働大臣　長妻　昭

平成二十一年度における後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令第四条第三項及び第五条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める補正係数及び一人平均所得額

平成二十一年度における後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十一号。以下「省令」という。）第四条第三項及び第五条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める補正係数及び一人平均所得額は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率又は額とする。

区分	率又は額
省令第四条第三項の厚生労働大臣が定める補正係数	一・〇八七四六九六八〇七
省令第五条第四項の厚生労働大臣が定める一人平均所得額	五十三万八千四百八十八円

○農林水産省告示第四百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年三月二十三日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　神奈川県足柄上郡山北町山北字大安戸三八八四の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を神奈川県庁及び山北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年三月二十三日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　神奈川県相模原市藤野町名倉字下千戸沢七八五、七八六

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を神奈川県庁及び相模原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第五十八号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第四項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

平成二十二年三月二十三日

経済産業大臣　直嶋　正行

番号	名称	住所	市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間
4989	ＣＣＲＥ株式会社	東京都渋谷区桜丘町十五―十四、フジビル四十、三Ｆ	平成二十二年三月二日から平成二十三年三月一日まで
4990	株式会社東建設	三重県伊勢市上地町四千百九十八番地	平成二十二年二月八日から平成二十三年二月七日まで
4991	株式会社近藤工務店	石川県金沢市寺中町ホ十七番地一	平成二十二年二月八日から平成二十三年二月七日まで
4992	株式会社トップチエーン	兵庫県姫路市駅前町二百十番地姫路駅ビル二Ｆ	平成二十一年十二月十五日から平成二十二年十二月十四日まで